

吉野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成10年 2月25日

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の計画的な整備を図り、し尿と家庭用雑排水（以下「雑排水」という。）を併せて処理し、生活環境の保全、公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に寄与するため合併処理浄化槽設置事業（以下「事業」という。）を実施する者に対し、補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、浄化槽とは、通常型合併処理浄化槽並びに高度処理型合併処理浄化槽をいう。

- (1) この要綱において、通常型合併処理浄化槽（以下「通常型浄化槽」という。）とは、し尿と雑排水を併せて処理する槽であって生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) この要綱において、高度処理型合併処理浄化槽（以下「高度処理型浄化槽」という。）とは、窒素又はりん除去型であって、通常型浄化槽の機能に加え、放流水の総窒素濃度が20mg/1（日間平均値）以下又は総りん濃度が1mg/1（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(補助対象地域及び規模)

第3条 町は家庭の雑排水対策を推進するために、次の各号に該当する区域に浄化槽の設置しようとする者に対し、設置に要する費用の一部を補助する。ただし、災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は改築の場合は、この限りでない。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可及び同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域外
- (2) 申請年度より7年後までに集落排水処理施設整備事業等の計画及びコミュニティプラント設置整備計画のない区域

2 前項の補助は、申請年度における町全体の対象規模が次のいずれかに該当する場合に実施するものとする。ただし、いずれの規模にも該当しない場合であっても奈良県合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に適用する場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象に係る事業費が4,000千円以上であること。
- (2) 受益戸数が10戸以上であること。
- (3) 受益人数が、30人以上であること。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象者は、町内に住所を有し、補助対象地域内において次の各号のいずれかに該当する浄化槽を設置しようとする者とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 住宅に設置し、吉野町の既存の汚水処理未普及の解消につながるもので、次に掲げるもの
 - ア 処理対象人員が50人槽以下の浄化槽とする。
 - イ 店舗等併用住宅については、居住部分の床面積の占める割合が1/2以上であること。ただし、11人槽以上50人槽以下の浄化槽を設置する場合は、居住部分についてのみ算定された処理対象人員に係る人槽分とする。
- (2) 災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は改築

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 販売又は利益を目的で合併浄化槽付き住宅等を建築する者
- (4) 町長が定める期間内に浄化槽を設置しない者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に対し、別表1に掲げる区分により定めた補助額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 審査済の浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の見取り図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 誓約書（浄化槽の適正な使用及び維持管理）
- (5) 住民票
- (6) 町税の納税証明書
- (7) その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、2月末日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後（前条第1項の規定により、事業の変更の承認を受けた場合も同様とする。）20日以内に実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽設備士により所轄保健所長へ届出、受理された浄化槽設備工事完了報告書及び浄化槽施工管理報告書の写し
- (4) 設置工事中の工程写真
- (5) 浄化槽法第7条及び第11条における水質検査の3年分の検査手数料支払い領収書の写し

(交付額の決定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第6号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の変換)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができない。

(補助事業の確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他、この補助金の交付に必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

人槽区分	補助金額 (単位: 円)	
	通常型浄化槽	高度処理型浄化槽 (窒素又はりん除去型)
5人槽	332,000	360,000
6~7人槽	414,000	462,000
8~10人槽	548,000	585,000
11~50人槽	548,000	585,000

様式 略